

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年5月から同年7月までは14万2,000円、同年8月から51年4月までは16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月7日から51年5月1日まで

A社B支店勤務時にCの影響があり私の担当部門が分離され、新たに設立されたD社に移った。E部門も移管されたので、私もD社に出向した。籍はA社にあり、昭和37年3月17日から58年5月31日まで同社のグループ会社で勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたこと、及び昭和51年5月1日からD社に出向したことが認められる。

また、申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格喪失日が昭和50年5月7日と記載されているにもかかわらず、同年8月1日に標準報酬月額(16万円)の随時改定が行われた旨の記載があり、申立人が所持する同年9月分の給与明細書からは、当該標準報酬月額に対応する厚生年金保険料が控除されていることが認められ、これらのことを前提とすると、申立人が同年5月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和51年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行った

ことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和50年5月から同年7月までは14万2,000円、同年8月から51年4月までは16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月 1 日から 10 年 5 月 1 日まで
② 平成 13 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に昭和 53 年 1 月 14 日から平成 15 年 4 月 20 日まで勤務していた期間のうち、申立期間①について、給与明細書に記載されている厚生年金保険料とねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料とが相違しているため、調査してほしい。また、申立期間②についても、給与明細書に記載されている厚生年金保険料が、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料よりも多いので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持するA社の給与明細書から、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（28万円）の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（28万円）より低い標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料（1万7,350円）を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細

書で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人の標準報酬月額を、国の記録のとおり9万8,000円として届け出た。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料額は、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額と相違していることが確認できる。

しかしながら、A社は、平成元年12月1日から10年5月26日まで厚生年金基金に加入しており、基金の加入員と事業主は、基金に納付する掛金と国に納付する厚生年金保険料を負担するところ、申立人が所持する給与明細書に記載されている「厚生年金保険料」は、厚生年金基金の掛金を合算した金額と一致している。このことについて、A社は、「申立期間①当時、給与から厚生年金基金の掛金を含めて控除していたかどうかは不明である。」と回答しているが、当時の経理担当者及び同僚は、「当時、会社は厚生年金基金に加入しており、給与から厚生年金基金の個人負担分も含めて控除されていた。」と証言していることから、申立期間①当時、同社では厚生年金基金の掛金も含めて厚生年金保険料として記載していたものと考えられる。

また、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額には、厚生年金基金の掛金分は含まれないことから、申立期間①について、国（厚生労働省）の記録どおりの厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間に納付した国民年金保険料は、記録では還付済みになっているが、還付された記憶が無く、申立期間が未納とされていることに納得できない。実際に還付されたのであれば、振込先を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳には、収納年月日として「現60.5.25」、摘要欄に、「徴定外誤納58.1~58.3 15,660円決議60.6.-4」と記載されていることが確認できる。これは、申立期間の国民年金保険料が保険料納付の時効消滅日である昭和60年5月1日を経過して納付されたことから、社会保険事務所（当時）において、時効期間経過後納付による誤納として同年6月4日に還付決議がなされたものと推認される。

また、A銀行B支店に照会したところ、申立人名義の口座には、昭和60年8月26日付けでC社会保険事務所（当時）から1万5,660円が入金された記録がある旨の回答があった。

このほか、上記台帳の記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年7月までの期間及び平成5年4月から7年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年7月まで
② 平成5年4月から7年5月まで

私の国民年金は、亡くなった妻が管理して保険料を納付しており、申立期間について未納とされていることに納得できない。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月頃に夫婦連番で払い出され、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年9月1日に国民年金の被保険者資格が取得されていることが確認できる。また、夫婦の国民年金保険料は、同年9月から納付が開始されており、平成16年3月8日に申立人の厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間が記録統合処理されるまでの記録と、その妻について記録統合処理（統合処理日は不明）されるまでの記録は、国民年金被保険者台帳から、申立期間①及びその前の期間における、夫婦の納付済期間及び未納期間は全て一致しており、保険料を納付したとする妻も、申立期間は未納となっている。

申立期間①については、オンライン記録によると、上記のとおり記録統合されるまでは、国民年金の強制加入被保険者期間として記録されていた申立期間前の24か月間が、記録統合により厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したものの、この時点では、制度上、時効により納付済みの24か月分の保険料を申立期間である保険料未納部分に充当することができないことから、付加保険料を含む24か月分の保険料5万6,790円が、平成16年12月24日に還付されていることが確認できることから、当該期間は、未納

期間であると考えられる。

なお、申立期間①のうち、昭和 53 年 11 月から 4 か月間の申立人の妻の保険料については、現在のオンライン記録上では納付済みとなっているが、前述のとおり記録統合処理前の記録では未納期間であったため、記録統合処理時に同年 4 月から同年 7 月までの厚生年金保険と重複する期間の保険料を充当したものと推認される。

申立期間②について、申立人は、平成 7 年 6 月に A 市から B 町に転入する前に、C 社会保険事務所（当時）の窓口で、自身の妻が直接保険料を納付したと申し立てている。しかし、申立人の妻のオンライン記録を見ると、納付書作成日が「平 8. 6. 7」と記録されていることが確認できることから、この時期に納付勧奨が行われたことが推認でき、申立人の主張とは相違する。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、申立期間に係る国民年金の保険料納付等に関与しておらず、保険料を納付したとするその妻は、既に亡くなっており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年8月まで
申立期間は、会社を退職後、国民年金の加入手続をA町役場の窓口で行い、毎月、月末に保険料を納付したと記憶している。今一度、記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の記録から、平成3年5月頃に払い出され、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年4月1日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録を確認しても、申立期間については保険料を納付したことを示す記録が確認できない上、同名簿の記録内容は、オンライン記録とも一致することから、申立期間の保険料が納付されていたとは推認し難い。

また、申立人は、退職後、加入手続をした記憶はあるとしているものの、申立期間の保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月 5 日から同年 11 月 26 日まで
② 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 5 月 28 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤めていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとするA社については、申立人が記憶している勤務地では、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当時、C市に適用事業所として存在したA社（2事業所）について確認したが、両事業所の業種が申立人が供述している内容とは異なっており、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名を確認することはできない。

さらに、申立期間①における雇用保険の記録についても確認できない。

申立期間②について、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年3月21日であることが確認できるところ、同社の元事業主は、「B社とD社は系列会社であり、B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、D社で加入していた。」と供述している。

また、B社は平成9年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述の元事業主も、申立人のことを記憶しているものの、当時の資料等は保管しておらず、申立人の勤務状況及び保険料控除等については分からないとしている上、系列会社であったD社においても、当時の資料は保存していなかった。

さらに、申立期間②前後において、B社に勤務し、D社において厚生年金保

険被保険者資格を取得している同僚3人は、申立人のことは記憶しているものの、その勤務状況等については具体的には記憶していないことから、申立人の勤務期間について確認することができなかった。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録は、D社において、昭和51年5月28日に資格取得し、52年10月1日に資格喪失していることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 5 日から 43 年 8 月 1 日まで

昭和 36 年に A 社に入社して、退職するまで継続して同社及び同社関連会社で働いた。ところが、申立期間の直前には、5 万 2,000 円であった標準報酬月額が同社 B 支店から同社 C 支店に転勤となった 42 年 10 月 5 日からは、3 万 9,000 円に下がり、申立期間直後に、再び、5 万 2,000 円になっている。当時、給料が下がったような記憶は全く無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てていることから、当時の複数の同僚に申立期間前後の給与について聴取したところ、給与が減少したとの供述は得られないものの、オンライン記録によると、申立人と同時期に標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票から 100 人を無作為に抽出し、各々の同被保険者原票に基づき当時の標準報酬月額の推移について調査したところ、全員が申立人と同時期に標準報酬月額が減少していることが確認できる。

さらに、A 社は、標準報酬月額が減少した理由は不明であると回答しているものの、同社元 D 課課長代理は、「当時、会社と労働組合との間で、賞与の支給回数を年 4 回から年 2 回に変更することを合意した記憶がある。」との証言をしている。

加えて、E 労働組合が発行した“労組ニュース” NO. 131 昭和 41 年 11 月 28 日号には、「会社から、賞与は今期から前払い方式による 12 月、6 月の年 2 回支給制を実施するとの前進的回答があった。」、「労組ニュース”NO, 137 同

年12月2日号には、「健康保険組合財政への影響が考えられるが支障はない見通しである。労使で1年間以上検討を重ねた事案である上、労使双方とも保険料負担の軽減が図れる。」旨が記載されており、同年下期から賞与について年2回支給制が実施されたことが確認できる。

このことから、これまで賞与が年4回支給であったため（賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定によって年間を通じて4回以上であると客観的に認められる場合、報酬とされる。）、昭和41年以前の定時決定時においては、報酬月額に年間賞与額の12分の1の額を加算した標準報酬月額が決定されていたものが、年2回になったことにより、昭和42年度算定基礎届から報酬月額に賞与額を加算する必要が無くなったため、標準報酬月額が一時的に低くなったものであり、申立人については、昭和42年10月5日の転勤に伴う厚生年金保険被保険者資格の再取得時からその取扱いが反映されたものと考えられる。

なお、申立人の標準報酬月額が申立期間直後の昭和43年8月1日より、再び、申立期間直前の標準報酬月額に戻ったことについては、F県内の賃金上昇率は、日本経済全体の好調を受け、42年、43年と対前年比2桁台の上昇率を記録しており、賃金の上昇に合わせて標準報酬月額等級が徐々に上がったことによるものと考えられ、同僚及びほかの従業員の記録についても申立人と同様に上昇していることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成 3 年 1 月 31 日となっているが、実際は同日まで勤務していたので、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社において、平成 3 年 1 月 31 日まで引き続き勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当社が保管している退職原簿には、退職日が平成 3 年 1 月 30 日と記載されており、当社としては、これが正しい記録と考えている。」と回答している。

また、A社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しを見ると、退職日を平成 3 年 1 月 30 日、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 1 月 31 日として届け出られていることが確認でき、当該記録は、オンライン記録とも一致する。

なお、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は、平成 3 年 1 月 31 日となっていることが確認できるが、その理由について、A社は不明としている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 5 日から 35 年 10 月 10 日まで
申立期間に係る脱退手当金が昭和 35 年 12 月 9 日に支給されているとのことだが、同年 * 月 * 日に長男を出産し病院に入院していたので、受け取ることができない。脱退手当金の制度も知らず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、当該事業所に係る被保険者資格喪失日（昭和 35 年 10 月 10 日）から 2 か月後の昭和 35 年 12 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した者 68 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、45 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 43 人が 6 か月以内に支給されている上、当該事業所の元経理担当者は、「当時、従業員が退職する際に、脱退手当金の説明を行っており、請求するかどうかを確認していた。」と回答しており、当時の複数の同僚も、「退職する際に、会社の事務担当者から脱退手当金についての説明があり、会社に請求手続を依頼して脱退手当金を受け取った。」と証言しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人について、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給記録に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 42 年 12 月 1 日からは、A 社での厚生年金保険の記録はあるが、私の記憶では同年 4 月 20 日頃に同社に入社したと思うので、申立期間の 8 か月の記録が抜けていると思う。どうか、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 42 年 5 月 20 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間前後に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 10 人に照会したところ、回答があった 7 人のうち 5 人については、当該同僚が記憶している自身の入社日とオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日との間に差異があることが確認できる。

また、管理職であった同僚 1 人は、「申立期間当時、入社してから 3 か月ほどは試用期間があって、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、別の同僚 1 人は、「申立期間当時は、社員の入れ替わりが激しかったこともあり、事業主は、社員をすぐには厚生年金保険には加入させず、個々の社員の事情を踏まえ、様子を見てから加入を決めていたと記憶している。」と供述している。

さらに、A 社は、既に閉鎖しており、事業主及び経理担当者は死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の適用状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。